

## ○横芝光町消防団規則

平成18年3月27日

規則第123号

### (趣旨)

第1条 この規則は、横芝光町消防団(以下「消防団」という。)の組織運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 消防団に、団本部(以下「本部」という。)及び分団を置く。

2 分団に、必要に応じ部を置く。

3 本部及び分団の担当区域は、別表のとおりとする。

### (階級等)

第3条 消防団員の階級は、団長、本部長、副団長、本部付分団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団に団長、本部長、副団長、本部付分団長、分団長及び副分団長(以下「役員」という。)並びに部長、班長及び団員の職を置く。

3 本部及び分団の編成は、別表のとおりとする。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員が欠けた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (消防団員の職責)

第4条 団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督して法令、条例及び規則の定める職務を遂行する。

2 本部長及び副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部付分団長は、上司の命を受けて消防団の運営等に当たる。

4 分団長は、上司の命を受けて分団を統括し、所属の分団の消防団員を指揮監督する。

5 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部長、班長及び団員は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

### (災害出動)

第5条 消防車が水火災その他の災害現場(以下「災害現場」という。)に出動するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令に従うとともに、正当な交通を維持するために警戒信号としてサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限るものとする。

第6条 災害出動する場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 機関担当者の隣席に乗車すること。

(2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。

(3) 団員又は消防職員以外は、消防車に乗車させないこと。

(4) 消防車は、1列縦隊で安全を保って走行すること。

(5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越さないこと。

第7条 消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の災害現場に出動してはならない。ただし、相互応援協定の締結してある市町村へ応援出動するときは、この限りでない。

### (消火及び水防等の活動)

第8条 災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第9条 消防団が災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、真摯に行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及びぬれ損を最小限度にとどめなければならない。
- (4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

(文書簿冊)

第10条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理、水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 消防法規例規綴
- (11) 雑書綴

(教養及び訓練)

第11条 団員は、品位の向上及び消防技能の錬成に努め、定期的にこれらの訓練を行わなければならない。

(表彰等)

第12条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって、その功労が特に拔群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合において、団員を表彰するときは、団長が表彰することができる。

第13条 前条の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第14条 賞詞は団員として功労があると認められる者に対して授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対して授与する。

第15条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における消防団に対する協力

(服制)

第16条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

別表(第2条、第3条)

横芝光町消防団編成表  
(本部)

| 名称 | 団長 | 本部長 | 副団長 | 本部付分団長 | 計  | 担当区域 |
|----|----|-----|-----|--------|----|------|
| 本部 | 1  | 1   | 4   | 8      | 14 | 町内全域 |

(分団)

| 名称   | 分団長 | 副分団長 | 部名  | 部長 | 班長 | 団員 | 計  | 担当区域                        |
|------|-----|------|-----|----|----|----|----|-----------------------------|
| 第一分団 | 1   | 1    | 第1部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 立会<br>南川岸                   |
|      |     |      | 第2部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 三本松・屋<br>形荒場・宮<br>前・南       |
|      |     |      | 第3部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 新島                          |
|      |     |      | 第4部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 北清水                         |
| 第二分団 | 1   | 1    | 第1部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 栗山                          |
|      |     |      | 第2部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 鳥喰                          |
|      |     |      | 第3部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 東町                          |
| 第三分団 | 1   | 1    | 第1部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 本町                          |
|      |     |      | 第2部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 古川・両国<br>新田                 |
|      |     |      | 第3部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 上町                          |
| 第四分団 | 1   | 1    | 第1部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 坂田・於<br>幾・曾根<br>合・寺方・<br>小堤 |
|      |     |      | 第2部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 町原・<br>木戸台                  |
|      |     |      | 第3部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 谷台・牛熊                       |
|      |     |      | 第4部 | 1  | 5  | 11 | 17 | 中台                          |
|      |     |      | 第5部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 遠山・姥<br>山・長倉・<br>取立         |
| 第五分団 | 1   | 1    | 第1部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 篠本一<br>区・篠本二<br>区・篠本三<br>区  |
|      |     |      | 第2部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 新井・宝<br>米・二又                |
| 第六分団 | 1   | 1    | 第1部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 母子・小田<br>部・台・小<br>川台        |
|      |     |      | 第2部 | 1  | 5  | 14 | 20 | 富下・傍示<br>戸・虫生・<br>芝崎        |

|      |   |   |     |    |     |     |     |                     |
|------|---|---|-----|----|-----|-----|-----|---------------------|
| 第七分団 | 1 | 1 | 第1部 | 1  | 5   | 14  | 20  | 橋 場・桑<br>郷・西高野      |
|      |   |   | 第2部 | 1  | 5   | 14  | 20  | 古屋・宮内               |
|      |   |   | 第3部 | 1  | 5   | 14  | 20  | 入・谷中                |
|      |   |   | 第4部 | 1  | 5   | 14  | 20  | 作間内・篠<br>原・原方       |
| 第八分団 | 1 | 1 | 第1部 | 1  | 5   | 14  | 20  | 長 塚・木<br>戸・五ノ神      |
|      |   |   | 第2部 | 1  | 5   | 14  | 20  | 白磯・関・<br>辻          |
|      |   |   | 第3部 | 1  | 5   | 14  | 20  | 尾 垂 五<br>区・尾垂六<br>区 |
| 計    | 8 | 8 | 計   | 27 | 135 | 337 | 499 |                     |